

公益財団法人水交会定款

府益担第3975号(23.6.23)

(登記年月日:23.7.1)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人水交会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、海上武人の良き伝統精神を継承しつつ、海洋安全保障に関わる思想の普及、施策・活動に対する協力及び先人の慰霊顕彰を行うとともに、地域社会活動を支援し、併せて会員相互の一体感の高揚を図り、もって国政の健全な運営の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 海洋安全保障思想の研究・普及

ア 海洋安全保障に関する調査研究並びに政策提言

イ 研究会・講演会等の開催並びに水交誌・図書・参考資料等の刊行

(2) 海上自衛隊等の施策・活動に対する協力支援

(3) 海上防衛活動等における戦没者・殉職者等の慰霊顕彰及び遺族等の援護

(4) 地域社会活動に対する寄与並びに国内外の友好団体等との交流

(5) 集会設備の設置及び運営

(6) 会員相互の啓発・親睦

(7) その他前各号に定める事業に付帯又は関連する事業

2 前項に規定する事業を行う活動区域は、日本全国とする。

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、別表に示す基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条第1項の事業を行うために特定された財産とし、評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に務めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(資産の管理・運用)

第7条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類(以下「計算書類等」という。)については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

（長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第3章 会員

（会員）

第13条 この法人に会員を置く。

2 会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

3 正会員は、この法人の主旨に賛同し、その活動に参加する者で、理事長が入会を承認した者をいう。

4 賛助会員は、この法人の主旨に賛同し、後援する法人、団体又は正会員以外の個人で、理事長が入会を承認した者をいう。

5 正会員及び賛助会員は、事業を援助するため、評議員会の定めた会費を納入しなければならない。

6 会員は、次に掲げる事由により、その資格を失う。

（1）退会

（2）個人たる会員にあつては、死亡若しくは失踪宣告又は成年被後見人若しくは被保佐人の宣告

（3）法人又は団体の会員にあつては解散

（4）2会計年度分以上の会費の滞納

（5）除名

7 理事長は、この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があつた会員を、理事会の議決を経て、除名することができる。

8 その他会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により別に定める。

（支部）

第14条 同一地域に居住する会員が、当該地域の特性及び事情に応じて第4条に掲げる事業に係る諸活動を行うために、理事会及び評議員会の議決により支部を置くことができる。

- 2 各支部に所属する会員が推薦する支部を代表する者を支部会長と称し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 支部会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等報酬・費用規程による。
- 5 その他の支部に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員9名以上12名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の $\frac{3}{10}$ を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の $\frac{1}{3}$ を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定

めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学報第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された独立法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用をうけるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

3 評議員会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、理事又は監事若しくは職員を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項を議決するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等報酬・費用規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬等の額及びその規程
 - (3) 会費の額並びに会員及び支部に係る重要な事項
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 各事業年度の事業報告及び決算
 - (7) 基本財産の処分及び担保並びに基本財産への繰り入れ又は除外の承認
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) 残余財産の処分
 - (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (11) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ことなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。但し、評議員会長がやむを得ない事由により欠席の場合は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員としての議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び出席した理事のうち代表者1名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、10名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の議決によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副理事長1名、専務理事1名及び常務理事8名以内を選定することができる。ただし、副理事長と専務理事は兼ねることができる。

5 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事職務権限規程による。
- 7 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認められるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第37条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等報酬・費用規程による。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第39条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免責することができる。

(会長・副会長及び相談役)

第40条 この法人に会長及び副会長並びに相談役（以下、「会長等」という。）若干名を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、会の運営に特別の功績のあった者、及び相談役は、会の事業に関し学識経験を有する者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任し、評議員会へ報告しなければならない。
- 3 会長等は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるものとする。
- 4 会長及び副会長は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 6 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等報酬・費用規程による。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第41条 この法人に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第39条の責任の免除

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第47条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の

ときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第33条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第51条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 事務局等

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備付けの帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等報酬・費用規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長は理事をもって当て、委員は第13条3項に規定する正会員のうちから、理事長が選任して委嘱する。

3 委員会の委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前項に関し、必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等報酬・費用規程による。

5 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第58条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 前2項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、一般社団・財団法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部

の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方

法による。

第9章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・数量等
基本財産	国債 大和証券 56百万円

附則

本則第31条第1項及び2項並びに第32条第4項の規定は、平成25年6月4日から施行する。

本則第40条第1項から同条第5項の規定は、平成26年6月2日から施行する。